

第十九回国 参議院大蔵委員会會議録第四十四号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)午前十一時三十三分開会

委員の異動

五月十四日委員岡田信次君辞任につき、その補欠として西川甚五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

藤野 繁雄君
小林 政夫君
東 隆君

委員

岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
山本 米治君
前田 久吉君
三木與吉郎君
野溝 勝君
堀本 謙三君
平林 太一君

政府委員

大蔵政務次官 植木庚子郎君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員

本日の會議に付した事件
○日本國における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得稅

法等の臨時特例に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員會を開会いたします。

日本國における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に關する法律案を議題といたします。本案の内容の説明を願います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 御説明申し上げます。匯連の軍隊の日本に駐留することに伴います關係につきましては、別途、條約案がございまして、御批准を仰いでいるわけでございまして、それがそれに伴ひまして、一應必要な措置だけをこの特例に關する法律で規定したいというのが、この法律案の提案の趣旨でございます。考え方としては、大体、行政協定の例にならつておりますが、どういふ場合に税金を免除するかという關係につきましては、行政協定の例にならつておりますが、第三条に一應規定してございまして、大体行政協定の規定をそのまま適用するといふことによりまして、第三条の一項におきまして、その免税關係の規定を適用いたしますとともに、免税を受けた物品が他に用途の変更等に伴ひまして転売される場合におきましては、これは行政協定でも課税のことをやつておりますが、それと同じ措置をとる趣旨におきまして、第二項におきまして、そちらのほうの規定を適用することとしておるわけでございまして、それから第四条でございまして、これ

は國連關係の軍隊、或いは構成員、軍属、その他の者が輸入した物品に對します關稅或いは酒稅、砂糖消費稅、物品稅、揮發油稅等の問題でございまして、これらにつきまして免税する規定、これ又行政協定の場合と同じように扱う意味におきまして、行政協定關係の法律を適用するよう一應規定してございまして、それから、第五条は、國稅犯則取締法等の特例に關するものでございまして、これ又、行政協定における同じ扱いをするつもりでございまして、行政協定に伴う國稅犯則取締等の臨時特例に關する法律の規定を適用する。それからタバコ專賣法の關係でございまして、タバコ專賣法、塩專賣法につきましても、これ又、行政協定と同じ扱いをする意味におきまして、行政協定における規定をそのまま適用する。以上がこの法律の規定でございまして、總体といたしまして、行政協定と同じ扱いをする意味におきまして、一々規定を書くのも一つの考え方でありまして、同じ扱いだといふ意味からしまして、行政協定に伴う臨時特例法をそれらの條項に従ひまして、適用することによりまして、この扱いをして行きたい、かような意味におきましてこの法律案を提案した次第であります。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願います。

それではちよつと速記をとめて。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ

るわけでございます。輸入された品物につきましては、今ここで議論されておりますようなものと一番近い関係にあるわけでございますけれども、いろいろな消費税がかかる。問題はそれが横流れしたときにどうかという点でございますが、米軍関係は行政協定の関係で現在やつておりますが、米軍におきましては随分関心を持つておりまして、かなりやかましく取締つておるようでございます。日本の国内法だけの処罰では、むしろ例えは「たばこ」の横流れ等につきましては罰が輕過ぎるから、更に軍のほうとしては重い処罰をするというふうな話も、そういう意向であるというふうな話も実は聞いております。現在におきまして、これは主として米軍関係のほうで、人数も多い故もありまして、いろいろ問題がそこに出て来ていると思ひますが、ここに準用しておりますものと法律によりまして、一応国内で犯罪として検挙した場合、二十八年の一月から十二月までの間に百二十三件、犯罪人数が百九十七人、物件価格で九百万円、全体として見ますと或いはまだ非常に少いものかも知れませんが、相当のやはり処罰をこちらのほうでやつてゐるというのが現状でございます。いろいろ行政協定の関係の問題につきましては人数も多い。従ひましてその金額も大きいという関係で、いろいろ問題があるわけでございますが、一応米軍関係におきましては相当熱心に取締つてくれておりますし、こちらのほうにもそれ／＼の規定がございまして、できるだけだけの措置は講ずる。今後においてもそういうふうな努力を参りたい、かように考へておる次第でございます。

○野澤勝君 質問をこれから継続するのでございますが、更に重大なる疑義もありますから、後刻政治的責任者である小笠原大臣に来てもらひまして、一、二の点を明らかにして見たいと思ひますから、さう委員長においてもお取計らいをお願いいたします。

そこで渡辺さん、この法案を作るときに憲法との関係において何か矛盾が、疑義が生ずるというふうなことは余り感じたことはありませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 我々のほうも相当熱心に勉強したわけでございしますが、どうも野澤委員のおつしやること、ちよつと私よくわかりませんが、憲法の問題と特に疑義というものが、ちよつと理解できないのでございしますが、いろいろ問題が議論されてゐることは我々も知つておりますが、まあ国連軍との協定が一応国会で御承認になるということになれば、それに随伴しての問題であるという意味におきまして、特に憲法上の問題もあるというふうには我々は考へてゐないわけでございます。

○野澤勝君 例へば国連軍の関係における協定ができたから、それに随伴しての法案であるから差支えないものであると思ふというふうなことは、どうも余りに私は通俗的な表現でありまして、實際その条文を作る場合、法律を作る場合には、さういふ疑義が生じたという場合は、十分省議等におきまして、特に新進の官僚と言ひましようか、中堅局長級が揃つておるのでございしますから、むしろさういふ点に対する疑義は起らないように、あなた方から注意を、並びに法律の制定に當つても

十分注意をしてもらなければならぬと思ひます。私から申上げるまでもなく、さういふことを聞くのは、憲法第九条に、御承知のごとく最後に「前項の目的を達するため陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」といふ陸海空と言ふような交戦力に對しましては、それを支援するがごとき、又關係を深めておるがごとき法案を出すべきでなしに、又、文字などの表現につきましても、私はむしろ留意しなければならぬと思つてゐる。然るに本法の第二条を見ますと、「この法律において左の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 國際連合の軍隊 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に規定する國際連合の諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣してあり、又は將來派遣する国で、その政府が同協定の当事者であるもの(以下この条において「派遣国」という。)の陸軍、海軍又は空軍で、当該國際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣されてゐるものをいう。」、こゝういふように、交戦力を明らかに規定しておるような表現の条文ですね。こゝういふことが私は憲法の第九条の末項に觸れないかという点において、憲法上において疑義が生ずりはしないかというふうなことが考へられたり話題に上つたことはなかつたかというのを、先ほどお聞きしたわけ

○政府委員(渡辺喜久造君) 全体の關係におきまして、憲法との問題はいろいろ議論がなかつたわけではございしますが、こゝに使つております条文は、実は条約のほうで使つております

用語をそのまま使つたわけではございまして、結局、政府といたしまして、この条約を結ぶこと自身が憲法に違反しない、こゝういふ見解をとつておりますので、それに随伴する場合に、法律におきましてやはりこゝういふ表現を使うことも、別に憲法違反といふことにならなわけではあるまい、こゝういふような結論に達したわけでありまして。

○野澤勝君 そうすると、これは國連の協定及び条約を参照にして作つたのだといふことを言われておるのでございしますが、どうもこゝういふ特權を与えなければ日本の MSA 資金の受入等もできないような羽目に日本政府は陥れたと思ふのでございしますが、併しよくこれを検討してみると、私は経済的不平等が具体的に裏付けられるような気がしてならないのです。だが、軍隊だけでなく、この法文から見ると、國連關係の軍隊だけのことに範圍が、先ほど主税局長のお話によりまして、いふと、この特權待遇を受ける者は軍隊だけでなく、家族も含むといふ、この家族も含むといふのは、これはなんですか、結局どういふ氣持でこの家族まで入れたのですか。条約から見れば軍隊だけでよさうなものであります。が、この条約にない家族、配偶者等を入れておるのは、どこからこれは引張り出して来てこゝういふものを加えたのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 条約の二条の二項を御覧願ひますと、「國際連合の軍隊の構成員、軍属及び家族」といふふうな規定されておりました。結局、家族がやはり所得税なら所得税の課税を受けない、こゝういふふうなことが条約自体に書いてございま

す。そこでこれを受けまして、行政協定の場合にも同じでございしますが、それでは家族とは何かといふ問題もありませんが、これにつきましては、やはり条約のほうに、「家族とは」、これは第一条の G 項でございしますが、「次の者で日本国内にある間におけるものをいう。」「國際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子、それから「國際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上をこれらの者に依存するもの」、一応条約の中でそれ／＼規定してございしますが、法律におきましてはいわばこの条約と結び付いての法律でございしますので、さうしたものの形におきましては条約の考え方をそのままとつてゐる、こゝういふ次第でございします。

○野澤勝君 この法案を策定するときに、一応、財政委員会と言ひますが、日本の財政金融団体等があるのをごさいます。が、そのほうとの間における何か意見の交換と言ひましようか、会合などが、この法案策定に當りましてありましたか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 非常に恐縮でございしますが、財政委員会という意味はどういふ……。

○野澤勝君 例へば日本の国内に、財政団体、金融団体と言ひますが、財界方面の、まあ同友会とか或いは日経連とか、さういふような諸君との間に意見の交換なんかやつたことがあるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 問題が問題でございまして、特に経済団体の意見を聞いてこゝういふことは別にいたしませんでした。

○野瀧勝君 この法律案は、結局、条約並に協定等を骨子にして策定したというお話であります。この条約の続く限りはこれをやはり続けて行くというふうな考えでおられるのでございませうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 冒頭に申し上げましたように、免税関係の規定は条約自体に一応骨格的には入つておるわけでございます。その細目的なものをこれに規定している。同時に条約のほうでは、例えば横流しをしてはいかんということが書いてある、その場合に横流しをしたらどういふことになるかというところがこの法律で規定している。よるような性格のものでございませうから、条約が効力を持つてゐる間は、この法律は効力を持つ。と同時に、効力を失はばこの法律も、過去における事例についての効力はとにかくとしまし、将来の事例につきましても効果を持たせる必要はなくなる。こういう性格のものであらうと存しております。

○野瀧勝君 本案の第三条に2というのがありますけれども、1がないが、これはどういふふうな2と出したのでございませうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは法文の体裁でございまして、或いは法制局のほうから御説明するのが適當かも知れませんが、一応現在提案されておる各種の法律におきまして、第一項目というの、これは今の御指摘で言いますと、第三条であります。第一項のほうは別に特に1という項目であるというのを表示する意味の数字を用ひませんで、二項、三項とございまして、その2を使つてゐる。こ

ういふわけでございます。数字の表示がございませぬのが第一項である、こういうことで一応法文自体ができておる次第であります。

○野瀧勝君 これはやはり以前からさうでしたか。戦争後というか、アメリカ政策でございませうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 別にアメリカ政策とも思ひませんが、できるだけ法文をわかりやすくしたい、そのためには、項がたぐさくあります場合に、第何項というのを引く場合に、何もこのういふふうに表示がございませぬと見にくいやないか。我々も実際の仕事をやつておまして、いち／＼前のほうから勘定して行つて、二項、三項の場合はそれほどございませぬが、相当項数が多うございませぬ、これは何項目だろうというふうな数えなければならぬと一見わからないというので、このういふような数字を使ひまして、前から、号のときには一、二と、普通の漢字で号を付けておきますので、漢字というの、ちよつと号との関係がございませぬので、算用数字を使つてこのういふ項を示し、法文を見る上におきましても非常に便利なものぢやないかと考えております。

○野瀧勝君 これは子供臭いような質疑ですけれども、これはおかしいです。よ。こんなことまで真似しなくていいと思ふのです。日本は十分考えなければならぬ。例えば第三条を見て御覧なさい。二項ばかりになつておるじやないか。三項が附いておるなら想像もできますけれども、二項だけ出ていておかしいですよ。こんなものがアメリカ式の教養というなら直したほうがいいです。実際こんなことは馬鹿げて

いますよ。これは何と言ひますか、むしろ法制局長に私は申し上げておきたい。法制局長は来ておりますか。これはあなたばかりどういふことと言ひませんが、法文の体裁で各省ともこのういふことをやつておるらしいが、馬鹿げていますよ。誰が説明したつてちよつとわかりませぬよ。そう言われてみれば成るほどこれが一項に値するものかというふうな考へるのですが、二項だけぽつたり出ておるでせう、このういふようなことは、これは余りにもアメリカ盲從だよ。こんな体裁は即刻直してほしい。子供臭いような意見でございませぬが、むしろ主税局長から今日このういふような意見があつたということを経法局長に話して下さい。

次に、第一項といふことになるのでしよう。その末のほうに「アメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の規定を準用する」とございませぬが、所得税法等の臨時特例に「所得税法等の臨時特例に附する法律」といふのはどういふ点ですか。主たる点をちよつとお話願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ず第一に、所得税の特例といたしましては、軍隊の構成員、軍属、これらの家族の人につきましても、所得税を課税しない、これが特例の第一でございませう。それから第二は、やはりそれらの人々に対しては、相続の事実がありましても相続税を課税しない、これが第二でございませう。第三の通行税の関係が、軍隊の用務を遂行するために汽車等の乗客となる場合において、行政協

定の場合でございませうと、「合衆国軍隊の構成員の官憲の発給する当該用務の証明書の提示があつたときは、当該構成員については、通行税を課さない」と。通行税の場合は非常に限定して、さういふふうになつております。それから印紙税の関係でございませうが、印紙税におきましては行政協定の場合を準用しておりますが、行政協定の場合を申し上げますと、「合衆国軍隊及び軍人用販売機関等が発する証書及び帳簿については、印紙税を課さない。」このういふことになつております。それから物品税の場合でございませうが、この場合にございませうと、「政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受け製造場から移出する物品税法第一条に規定する物品で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、物品税を免除する。合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの、このういふことになつております。それから揮発油税につきましても、やはり物品税と同じような規定で、所轄税務署長の承認を受ける必要があるものであります。合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの、この場合は揮発油税を免除することになつております。それから奢侈消費品税の関係につきましてもこれはやはり同じようになつております。合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入する」原材料を、この場合には免税の対象にしてあります。それから最後に入場税の関係でございませうが、入場税の関係におきましては、「軍人用販売機関等で、入場税法第一条

に掲げる場所」、これは映画館とか劇場とかさういふ場合でございませうが、そのうち「合衆国軍隊の直接管理に係るものについては、入場税を免除する。」さういふような一つのしほりました関係で、軍隊に直接関係のある行動について、或いはそれに特に必要な物品についての税金を免除する。このういふような考え方に出ております。

○野瀧勝君 直接軍隊と関係のあるという場合ですが、奢侈品などは軍隊とどういふ関係があるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 繊維消費税の課税されると予定されております。よるようなものについて、軍隊とどれだけの関係があるかといふことは、我々もよくわかりませんが、まあ余り現実問題としてはさうたくさんあると思つておられますが、若しあつた場合におきましては、やはり同じような考え方です。許されていゝのじやないか、多少原則にこだわつたきらいがあるかも知れませんが、若しあつた場合にはやはり同じような扱いをすべきではないか、このういふ考え方でおられるわけでありませう。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め。本日これにて散会いたします。
午後零時三十四分散会